

## 2019 年 FTA サンティアゴ・コミュニケ

我々、46 カ国の税務当局の長官及び代表は、第 12 回 OECD 税務長官会議 (FTA) 総会に出席するためサンティアゴに一堂に会した<sup>1</sup>。本総会には、チリの財務大臣、各国税務当局の長官及び幹部職員、経済界やパートナーたる国際機関からの代表者を含む 140 人を超える代表団が集まった。我々は、ホストを務めたチリ税務当局による素晴らしいアレンジとサンティアゴでの温かい歓迎に感謝する。今回の総会では、我々は以下の 4 つの優先課題に焦点を当てた。

- BEPS 及び税の安定性に関する取組
- 税分野における協調的な取組の強化
- 税務行政の継続的なデジタル化への支援
- 途上国に対する人材育成の支援

### BEPS 及び税の安定性に関する取組

我々は、引き続き OECD 及び G20 における国際的な税務の課題の実施に優先的に取り組んでおり、国別報告書 (CbCR)、相互協議手続 (MAP)、及びルーリングの情報交換の実施の支援において良好な進展が見られる。規模の大小を問わず、全ての納税者が正しい金額の納税を行うことを確保するため、BEPS への対応は引き続き優先課題である。税の安定性を実現する取組とともに、課税漏れのリスクの特定方法についての協調的な取組が引き続き行われている。我々は、紛争防止及び紛争解決に焦点を当てた包括的かつ相互に関連する課題への取組を前進させなければ、より広範な税の安定性の実現に成功することはないと認識している。この目的のため、我々は、協力して、後述する様々な取組を一体として進めて行く。これらを背景として、我々は以下の内容に合意した。

- **国際的コンプライアンス確認プログラム (ICAP) の拡大したパイロットの開始 — ICAP2.0**

ICAP は、納税者と税務当局がほぼリアルタイムで協調的かつ多国間での取組を行い、主要な国際的税務リスクに関するリスク評価及び保証を実施するという新しいアプローチである。ICAP2.0 は、2018 年に開始されたより小規

<sup>1</sup> FTA には、すべての OECD 及び G20 加盟国をはじめ、世界で最も先進的な税務当局 53 カ国・地域の税務長官が参加している。我々の目標は、グローバルな税務行政上の課題及び好機に対して協力して取り組み、公正、実効的かつ効率的な歳入の徴収を徹底することにある。FTA メンバーが徴収している歳入額は、合わせて年間で 11 兆ユーロを超える。

模な第一期パイロット（試行）の経験を基礎としている。ICAP2.0 には、第一期パイロットに参加した 8 カ国の税務当局を上回る 17 カ国の税務当局が参加に合意した。また、その他の複数の FTA メンバーが今後の参加を前向きに検討している。

- **税務リスク評価に関する一貫性と協調を向上させるための先進的な取組**

BEPS プロジェクトの結果として、税務当局は、多国籍企業に関するこれまでにない情報にアクセス可能となった。その大半は、異なる税務当局が同時に、かつ、共通フォーマットで入手可能なものである。これを基に、税務リスクの内容、リスクが存在し得ることを示す主要な指標、及び効果的なリスク評価の実施に必要な情報に関する税務当局の理解の一貫性を向上させる取組が現在進行中である。この取組は、リスク評価の効率性及び一貫性を向上させることで、多国籍企業と税務当局に対して安定性をもたらすことにつながり、特に、ICAP をパイロットから、成熟した持続的なプログラムへと発展させることを支援するものである。

- **より緊密に統合された国際的な税務調査**

我々は、「合同調査 2019 – 税分野における協調的な取組の強化及び税の安定性の向上」報告書の公表をもって、合同調査に関する取組を進展させた。我々は、多様な方法によりこの課題を前進させる。特に、必要に応じて納税者と税務当局双方の利益のために、同一のまたは関連する論点に関する個別で協調的でない調査を、徐々に合同調査へと切り替えていくことが重要である。

- **税の安定性の課題に関する別の側面の検討**

FTA MAP フォーラムは、FTA 大企業国際プログラムとともに、税の安定性の課題への取組を前進させるその他の手法（事前確認（APA）プロセスに関する改善点の特定、多国間 APA 及び MAP のより広範な活用可能性の検討を含む。）について研究を行う。また、我々は、移転価格の分野で標準的な状況におけるベンチマークの使用及び共有の可能性についても検討を行う。

我々は、経済のデジタル化に関する税務上の課題への対処に関して、OECD 及び G20 が現在進めている取組に強い関心を有しており、また、税の安定性の実現に関連する税務当局間の協調を強化することの重要性を認識している。

## **税分野における協調的な取組の強化**

我々は、この分野において、共通報告基準（CRS）とシェアリング&ギグエコ

ノミーという二つの分野に焦点を当てた。

- **CRS**

我々は、CRS 及び外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づき、FTA が構築した共通送受信システム (CTS) を通じて成功裏に、かつ、安全に情報交換を行ってきた。そして、CRS は成果をあげている。今後、我々は、CRS に基づく大規模な継続的情報交換により、従来は絶対に不可能であった方法により、より大きな資産ベースに対して確実に課税できるようになるであろう。我々は、しかるべき時期に、G20 に対して CRS 情報の交換に関する詳細な報告が行われることを期待している。

- **シェアリング&ギグエコノミー**

我々は、デジタル・プラットフォームを用いたシェアリング&ギグエコノミーを通じた物品・サービスの販売に対して、効果的な課税を行うための次のステップについても議論を行った。FTA の「シェアリング&ギグエコノミー：プラットフォーム・ユーザーに対する効果的な課税」報告書は、さらなる取組に関する3つの勧告を含んでいる。すなわち、プラットフォーム・ユーザーの納税義務について租税教育を実施する上でのシェアリング&ギグエコノミーのプラットフォーム事業者との関与のあり方、税務リスクの所在の把握に用いるエビデンス・ベースの充実、及び税務当局間の情報交換拡大の推進を含む標準報告モデル構築における政策立案者に対する支援である。

また、我々は、国境を越えたコンプライアンス及び執行上の課題に関する協調を徹底し、かつ、歳入当局に対する社会の信頼を維持する上で、「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース (JITSIC)」が、FTA にとって依然として不可欠なものであることを確認した。我々は、JITSIC ネットワークが、引き続き、税務当局間の活動の調整及び協調の支援を行う際に活用されることに合意した。

## **デジタル変革に対する支援**

我々は皆、コンプライアンスの強化、事務負担の軽減、効率性の創出、及び納税者サービスの向上のため、新しい技術、分析ツール及びデータ・ソースの使用をより一層探求するようになっている。既に、税務行政の多くの側面において大幅な改善が見られており、そのことは、FTA メンバーによる様々なプレゼンテーションからも明らかである。我々は、この漸進的な変化の過程に関する協調を継続することに合意するとともに、この点に関して、本総会にて税務当局に対して直接的、かつ実務的な支援を行うための以下の3つの報告書が公表されたことを歓迎する。

- デジタル・エコノミーの解明 – アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）を政府に導入するためのガイド

- オンライン・キャッシュ・レジスターの導入：利点、検討事項及びガイド  
ンス

デジタル技術の進展により、オンライン・キャッシュ・レジスターの適切な導入を含め、不正操作に対するキャッシュ・レジスター・データの脆弱性を軽減する新たな機会が生み出されている。

- 既成の商用（COTS）ソフトウェア・ソリューションの導入：フィンランド  
国税庁の経験

フィンランド国税庁は、自身の 200 を超える古いソフトウェア・システムを既成の商用（COTS）製品へと取り替えた。

時間の経過とともに、こうしたより広範なデジタル変革における新たなツールの統合により、課税ベースの大部分が自動的かつ継ぎ目なく確保されるといった、より根本的な変化の促進が期待される。我々は、デジタル変革の方向性及び技術的・組織的な礎を定めるための新たな枠組みである「税務行政 2030」において協調することに合意した。また、我々は、特に中小企業を中心とした納税者に対してコンプライアンスの強化と負担の軽減という双方の目的のために、新しい技術とプロセスを活用する方法についても検討する。

## 人材の育成

我々は、FTA キャパシティ・ビルディング・ネットワークの取組、及び税分野における人材育成の協力強化を先導するための新たな枠組みについて議論した。同ネットワークは、我々が皆、安定したグローバルな税務行政から恩恵を受ける立場にあるとの認識の下、FTA メンバーがより協調的で費用対効果の高い戦略的な方法で人材育成への貢献に注力できるよう支援している。

また、我々は、とりわけデジタル時代における効果的な税務行政を支援するため、人的資源のニーズに関する有意義な議論も行った。我々は、新たに FTA ジェンダー・バランス・ネットワークを設立したことを誇らしく思う。同ネットワークは、幹部職員のジェンダー・バランスを改善すべく、組織における好ましい変化の牽引役となることを目指している。各長官は、ジェンダー・バランス・ネットワークと人的資源に関する作業部会の取組に対して支援することを確認した。

FTA は、税務当局自身の能力構築を支援するため、その他の診断ツールとともに、現在試験的に導入されている成熟度モデルの活用を推進している。我々は、情報共有、研修及び協調強化のため、e ラーニングの開発及びナレッジ・シェア

リング・プラットフォームの利用拡大にコミットした。我々は、現在、20 カ国の税務当局をグローバルに支援している効果的な協調に関する素晴らしい成功例である、「国境なき税務調査官」に対するコミットメントを改めて表明した。

最後に、本総会参加者は、フェルナンド・バラザ長官及びそのチームによる素晴らしい総会準備に謝意を表するとともに、2020 年にオランダ、2021 年にシンガポールで開催予定の次回以降の FTA 総会を楽しみにしている。

本総会で発表された FTA 報告書に関する情報、総会参加者のリスト、及び今後の FTA 作業プログラムの概要については、付属文書に掲載されている。